平成２２年（フ）第４８９号
名古屋市守山区守山２丁目17番４号、開始決定時の住所名古屋市守山区大牧町５番９号
破産者　山口　伸吾
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９０３号
名古屋市名東区社台３丁目263番地　ＣＡＳＡ　ＮＯＡＨ名東102号、開始決定時の住所名古屋市天白区中平２丁目2772番地　ＳＨＩＭＩＺＵ－１－３号
破産者　中村　有希
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２７号
名古屋市南区道徳通１丁目18番地の11
破産者　松川　信子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
神戸市北区有馬町1297番地の１　407号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見515番地の１
破産者　林治療院こと　林田　祐介
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８１号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番15―111号、従前の住所神戸市中央区脇浜海岸通４丁目１番２―208号
破産者　菅　宗三郎
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６４号
神戸市北区甲栄台４丁目６番45―37号、従前の住所神戸市北区筑紫が丘６丁目２番地の17
破産者　花木　義明
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９号
神戸市西区学園西町７丁目３番地726―304号、開始決定時の住所神戸市西区南別府２丁目10―10
破産者　篠原　園子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
奈良市押熊町349番地
破産者　溝口　惣子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３１号
札幌市北区北27条西７丁目１番６号　コーポ静101号、破産手続開始決定時の住所札幌市白石区栄通16丁目５番25号　バードブレイス３階16号
破産者　佐藤　敏子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４９号
札幌市北区北11条西４丁目１番地40　すばるハイツ304号
破産者　畑山　京子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２号
神奈川県小田原市飯田岡205番地の１　二宮テラス102号、前住所神奈川県小田原市栢山294番地の８
破産者　石川　春行
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３４号
相模原市南区上鶴間６丁目19番８号　清和ハイツ201
破産者　齊藤　聖子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１０号
神奈川県大和市福田４丁目19番地５　川戸ハイツ201、破産手続申立時の住所静岡県沼津市足高431番地の13
破産者　草薙　健一
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
愛知県豊川市市田町向野13番地の２
破産者　久嶋　武一
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１３６２号
京都府宇治市小倉町春日森63番地　ルミエール春日森411号
破産者　東山木工こと　藤田　司徳
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
奈良県生駒市高山町2821番地
破産者　尾山　法子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所